



# 中国から日本への 部分意匠出願の留意点

弁理士法人RYUKA国際特許事務所  
2023年9月1日

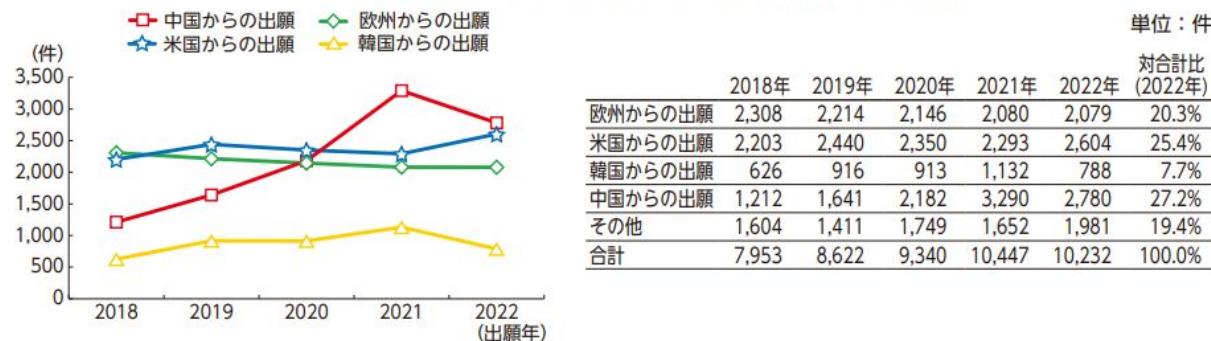
# 中国から日本への意匠出願が増加傾向

## ⑥外国人による日本への意匠登録出願件数



中国から我が国へなされた意匠登録出願件数は2021年まで顕著な増加傾向にあったが、2022年は減少に転じた。[1-1-66図]

1-1-66図【外国人による日本への意匠登録出願件数の推移】



（備考）・欧州の数値は、各年にEU加盟国から日本になされた出願件数の合計である。

・国内出願件数と国際意匠登録出願件数の合計である。

・筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際意匠登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。）。

（資料）・第2部第4章2.(1)を基に特許庁作成。

出典：特許行政年次報告書2023年版25ページ

\* 中国で部分意匠出願が認められることになったことが影響していると思われる。

# 日本の部分意匠の出願は他国より要件が厳しい

中国の部分意匠出願をそのまま日本へ出願すると  
拒絶を受けやすい留意点

- \* 物品の名称
- \* 物品全体の図面
- \* 物品の説明
- \* カラーの場合の優先権証明書
- \* 関連意匠出願制度

## 物品の名称

願書の【物品の名称】には、意匠を受けない部分（破線）も含む、全体の名称を記載する。

例：意匠を受ける部分（実線）がカメラのグリップ部で、図面全体（実線＋破線）としてはカメラが描かれている場合

→ 【物品の名称】は「カメラ」  
「カメラのグリップ部」はNG

注) 図面がグリップ部だけの六面図であれば、【物品の名称】は「グリップ部」でOK。  
すなわち、グリップ部の全体意匠。

## 物品全体の図面

部分意匠であっても、物品全体の図面が必要。

例：意匠を受ける部分はグリップ部であるが、【物品の名称】が「カメラ」の場合  
→カメラ全体の六面図が必要。

カメラのグリップに近い部分だけを破線で描いた  
ものはNG  
グリップ部だけの六面図もNG

注)【物品の名称】を「グリップ部」にして、図面をグ  
リップ部だけの六面図にするのはOK。  
すなわち、グリップ部の全体意匠。

## 物品の説明

願書の【物品の説明】に、他国よりも詳細な物品の説明が要求される。

例：物品の名称が「電子機器用力バー」であるが、力バーされる電子機器の種類が図面から想像できない場合

→【物品の説明】に「電子機器としての無線タグ用の力バーである」など、電子機器の種類を記載する。

(部分意匠に限られない)

## カラーの場合の優先権証明書

中国へカラー図面で意匠出願した場合に、カラーの優先権証明書を中国専利局へ要求する。

カラーでの優先権証明書を要求しなかつたので、中国専利局からグレースケールの優先権証明書が送付され、日本特許庁から「基礎出願と日本出願との間で同一性がない」として優先権が否認されたことがある。

(部分意匠に限られない)

## 関連意匠出願

同一出願人の、同日の意匠出願の意匠が互いに類似している場合

→いずれかを本意匠(=通常の出願)、他方を関連意匠出願としなければならない。

同一出願人の、異日の意匠出願の意匠が互いに類似している場合

→先願を本意匠、後願を関連意匠出願としなければならない。

「関連意匠の関連意匠」の活用 | RYUKA国際特許事務所

(部分意匠に限られない)